

② 児玉 求議員に「公開の議場での陳謝」の懲罰を科す

平成31年1月21日に行われた第1回臨時会において、懲罰特別委員会の委員長より審査報告がなされ、全員賛成で**可決**した。

委員会の審査報告の要旨

弁明の際、議場外における議長の発言をあげつらい、議長の議事進行を妨げた。
また、弁明になっていないことを注意された後も、我を張って議長の議事進行を妨げた。
児玉 求議員の発言に法規違反があるのは明らかである。

須恵町議会会議規則51条および第96条 違反

議長、陳謝文の朗読を命じる

児玉 求議員はそれを拒否

新たに懲罰動議が提出され、
再び懲罰特別委員会を設置し
継続審査

3月
定例会

③ 児玉 求議員に「7日間の出席停止」の懲罰を科す

平成31年3月1日、3月(第1回)定例会の本会議において、懲罰特別委員会の委員長より審査報告がなされ、全員賛成で**可決**した。

委員会の審査報告の要旨

陳謝文の朗読を拒否することは、即、新たな懲罰事由に該当する。
何度「陳謝文の朗読」を科しても拒否することが想定されるため、一度区切りをつけるためにも、今回は7日間の出席停止に処することに決めた。

地方自治法第129条第1項および第134条第1項
須恵町議会会議規則第96条 違反

議長、議場からの退場を命じる

児玉 求議員、退場
(3月7日まで出席停止)

第1回 臨時会 平成31年1月21日

人事院勧告に基づく一般職および特別職の職員の給与に関する法律の改正にともなう条例改正案など、提案された議案14件を原案のとおり全員賛成で可決しました。

- 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、期末手当の支給割合を変更)
- 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
(人事院勧告に基づく給与に関する法律の改正にともなうもの)
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
(人事院勧告に基づく給与に関する法律の改正にともなうもの)
- 工事請負契約の締結について(5件)
(各小中学校空調設備設置工事)
- 工事請負契約の変更について
(公共下水道事業 上須恵地区15工区管渠築造工事)
- 平成30年度須恵町一般会計補正予算
(1127万円を追加 総額88億6213万円)
- 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算
(10万円を追加 総額31億5685万円)
- 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算
(2万円を追加 総額3億2848万円)
- 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算
(17万円を追加 総額11億8896万円)
- 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算
(収益的支出 34万円追加)

また、平成30年12月(第4回)定例会において継続審査となっていた日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議についても全員賛成で**可決**しました。

① 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議

これまでの経過

※議会だより208号、209号参照



208号



209号

- 平成30年 9月14日 (9月定例会) 議員辞職勧告決議案提出 …… 賛成多数で**可決**
議会のルールを無視し、身勝手な振る舞いを重ねてきたことに対し提出された。
- 平成30年12月10日 (12月定例会) 再び議員辞職勧告決議案提出 …… 全員賛成で**可決**
9月定例会後、事実と相違し、同僚議員に対する誹謗に満ちた内容のチラシを町内に広く頒布したことに対し提出された。
- 平成30年12月13日 (12月定例会) 懲罰動議の提出を受け、懲罰特別委員会を設置し、**継続審査**
12月10日、同僚議員への悪質な誹謗行為の弁明を求められたにも関わらず、自らの主張を虚偽と知りつつ本質と言い張り、全く反省のそぶりが見られなかったことに対し、懲罰動議が提出された。